

8. 広報活動及び情報公開の展開

適正な利用・維持管理の推進のため、広報活動や情報公開を行っていく。

広報活動は東京都が主体となって行う。現地でのPR等、簡易な事項については野川自然の会もその任を担う。

広報活動の手法として、次のような事項を実施していく。

①現地での対応（看板・説明板の設置）

- ・利用している人や維持管理等関わりのある人、付近を通行している人に対して、理解を高める。

②ホームページ、印刷物等

- ・自然再生事業内容、維持管理活動や環境学習活動の内容等、様々な情報をホームページや印刷物等、多様な広報手段を用いて情報を発信していく。